教育プラン

2023年4月3日現在

	2020年4月3日%在
1. 商品名	教育プラン…しんきん保証基金
2.ご利用いただ	(1) 当金庫の営業地区内にお住まいの方、又は営業地区内の事業所に勤務している方
ける方	(2) 年齢が満20才以上で、安定継続した収入のある方
	*給与所得者の方は、勤続年数は問いません
	*自営業者の方は、現在の業種で確定申告の実績がある方
	*派遣社員・パート等の非正規社員の方で、安定継続した収入が「年収が150万
	円以上ある」または「年収が90万円以上で家族の方と同居している」方
	*年金収入のある方
	(3) しんきん保証基金の保証を受けられる方
	※上記 (1) ~ (3) の全てを満たす方がご利用できます。
3. ご利用期間	・3ヶ月以上16年以内
4. ご利用金額	・1,000万円以内
5. お使いみち	お申込人またはお申込人の子弟・孫・被扶養家族にかかる次の資金
	(1) 学校納付金・寄付金・学校債(最長1年分)
	※学校等とは、国内海外を問わず学校(教育施設)と呼称されるもの
	※納付金には、寄付金、学校債、いわゆる滑り止め受験で合格した学校等への入学金
	を含む
	(2) 付帯費用(最長1年分、100万円以内、教材代・引越費用・下宿費用・交通費等)
	(3) 上記(1)~(2)を目的として、当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫、信販会社等
	から借り入れたローンの借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)
	【学校等の例】
	大学院(法科大学院含む)・大学・短期大学・専修学校・各種学校(予備校
	専門学校含む)・高等専門学校・高等学校・中学校・小学校・幼稚園・保育園
6. ご融資利率	・当金庫所定の利率とさせていただきます。固定金利型。
7. ご返済方法	(1)元金均等毎月返済、または元利均等毎月返済のいずれかとします。
	(2) 元金の返済を卒業予定月まで据え置くこともできます。
	(3)ボーナス併用による返済も可能です。ただし、ご融資金額の50%以内です。
8. 必要書類	(1) 本人確認書
	運転免許証(表裏)
	運転免許証を取得されていない方は次のいずれか
	① 個人番号カード (表面) ②パスポート (2020年2月3日以前に交付したもの)
	③ 顔写真付住民基本台帳カード(表裏)
	④運転経歴証明書 (表裏) ⑤上記①②③④をお持ちでない方は健康保険証等
	⑤の場合には、住民票抄本や公共料金の領収書等のご提示が必要です。
	(2) 年収確認書類 公的所得証明、源泉徴収票、確定申告書控、年金裁定
	(改定)通知書または前年受取額を証する書類。
	(3) お使いみちの確認できる書類(振込依頼書等)等。
9. 事務手数料	・不要です。
10. 保証料	・金利に含まれます。
11. 保証人	・しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。
	(別途保証料が必要になります。)
12. 担保	・不要です。
13. その他	(1) ローンの詳しい内容、またはご融資利率やご返済の試算については、窓口にお問合わ
	せください。
	(2) ご利用に際してはお申込後審査をさせていただきます。
	しんきん保証基金の保証が受けられない等、結果によっては、ご希望に添えない場合

	もございますので、あらかじめご了承ください。
14. 苦情処理措置	苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス管理
紛争解決措	部(9時~17時、フリーダイヤル:0120-308-770、電話:03-3742-
置	0621)にお申し出ください。
	紛争解決措置:東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会
	(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-224
	9)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能としておりますので、上記コンプライ
	アンス管理部または全国しんきん相談所 (9時~17時、電話:03-3517-5825)
	にお申出ください。なお、上記の各弁護士会(東京三弁護士会)に直接申立ていただくこと
	も可能です。
	また、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、
	①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会にて、東京の弁護士会とテレビ会議システム等
	を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、
	解決する方法(移管調停)がございます。
	ご利用いただける弁護士会など詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス管理部
	もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。